平成２４年（フ）第４９５６号
大阪府枚方市高田２丁目１番32号
債務者　井上英里子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５８号
大阪府池田市八王寺１丁目５番18号
債務者　川部　陵子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６５号
大阪市生野区桃谷４丁目１番２―1102号
債務者　田中侯一郎（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６７号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号　エバーグリーン西田辺ハイツ523号
債務者　山中　和明
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７０号
大阪市淀川区田川３丁目１番35―703号
債務者　出嶋　良子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７５号
大阪市東住吉区矢田３丁目７番30号　八秀ビル402号
債務者　岡本　　猛
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８０号
大阪市東淀川区豊新１丁目１番５―203号
債務者　宮島　りか（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８２号
大阪府守口市八雲東町２丁目６番２号
債務者　逢坂　誠也
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８３号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45―708号
債務者　大北　洋子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８６号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―102号
債務者　長嶺　和弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９０号
大阪市平野区平野南３丁目10番１―102号
債務者　西原　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９７号
大阪府八尾市山本町南２丁目１番15号山本サンハイツ101号
債務者　中本賀代子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００２号
大阪府豊中市新千里北町１丁目18番２号、前住所大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ36―401号
債務者　湯川　信子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００６号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目11番17号
債務者　宮崎千鶴こと　崔　　千鶴
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５号
堺市南区桃山台１丁５番３―102号
債務者　岸本　茂子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目19番12号
債務者　磯野　明美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３５号
大阪府柏原市平野２丁目449番地の１　ぶどうヶ丘ハイツ403号
債務者　寺川　知希
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５６号
堺市中区八田北町614番地２　306号
債務者　町　　竜次
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係